令 和 ８ 年 １１ 月
練馬区高齢施策担当部
高 齢 社 会 対 策 課

# 練馬区高齢者筋力向上トレーニング事業委託事業者募集要領

## １　目的

本要領は、練馬区高齢者筋力向上トレーニング事業を実施する最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から評価し選定するプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

なお、民間事業者のノウハウ等を積極的に活用することで、より効率的、効果的な課題の解決を図ることができるものと考え、成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）を導入している。

## ２　業務概要

（１）件名　　練馬区高齢者筋力向上トレーニング事業委託(単価契約)

（２）履行期間　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※ただし、成績評価を行った結果、良好以上であると評価された場合、最高３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。なお、介護保険法の改正等により、事業内容に変更が生じた場合は、この限りではない。

（３）履行場所および概算経費（１教室あたり）

以下ア・イの表のとおり。概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

また、本経費は概算で算出したもので、令和９年度の委託料のうち、最低支払額の上限額を明示したものである。これに加え、成果連動支払額として成果指標１項目につき「3,000 円×成果値（人）」を１教室毎に支払う。（別紙１「仕様書」および別紙２「成果連動部分（補足資料）」参照）

なお、最低支払額および成果連動支払額については、令和９年第一回練馬区議会定例会において、令和９年度予算が成立したときに効力を生じるものである。

ア　運営委託型

| 施設 | 所在地 | 実施場所　※１ | 概算経費<br>（１教室あたり） |
|---|---|---|---|
| (ｱ) 練馬区立はつらつセンター豊玉 | 豊玉中３－３－12 | 機能回復訓練室<br>(80.00 ㎡) | 1,126,500 円 |
| (ｲ) 練馬区立はつらつセンター関 | 関町北１－７－２<br>関区民センター３階 | 機能回復訓練室<br>(54.22 ㎡) | 1,126,500 円 |
| (ｳ) 練馬区立はつらつセンター光が丘 | 光が丘２－９－６<br>光が丘区民センター３階 | 機能回復訓練室<br>(218.00 ㎡) | 1,126,500 円 |
| (ｴ) 上石神井敬老館（街かどケアカフェ） | 上石神井１－６－16 | 体操室・<br>トレーニング室<br>(約 80 ㎡) ※２ | 1,126,500 円 |

※１　高齢者用の筋力トレーニングマシン（種類：①リカベントスクワット、②ローリング、③ヒップアブダクション、④レッグエクステンション各１台）を設置してある。

※２　部屋の形状が特殊なため、別紙１の図面を参照。

イ　会場提供型

| 実施場所　※１ | 概算経費　※２<br>（１教室あたり・送迎経費を含む） |
|---|---|
| (ｱ)練馬地区(〒176)にある委託事業者が提供する会場 | 1,360,000 円 |
| (ｲ)石神井地区(〒177)にある委託事業者が提供する会場 | 1,360,000 円 |

※１　トレーニングに使用する高齢者が安全に使用できるマシン等を備えていること。

※２　概算経費には、送迎経費を含む。

（４）業務内容　仕様書（別紙２）のとおり

（５）委託の業務量および実施計画（令和９年度予定）

運営委託型

| 施設名 | 定員 | １教室の回数 | 1回の実施時間（目安） | 年間実施教室（２教室） | 実施曜日<br>実施時間 |
|---|---|---|---|---|---|
| はつらつセンター光が丘 | 15 名 | 23 回（週 2 回 約 3 か月） | 1.5 時間以上 | ①５～８月<br>②９～12 月<br>①・②の期間中の約３か月間 | 火曜、金曜<br>９：45～<br>11：45 |
| はつらつセンター関 | 12 名 | | | | 火曜、金曜<br>10：00～<br>11：30 |
| はつらつセンター豊玉 | 12 名 | | | | 火曜、金曜<br>10：40～<br>12：10 |
| 上石神井敬老館（街かどケアカフェ） | ６名 | | | 未定※ | 未定※ |

※街かどケアカフェへの機能転換に伴う工事のため、実施日程等は事業者決定後に協議し、決定する。

会場提供型

| 施設名 | 定員 | １教室の回数 | 1教室の実施時間（目安） | 年間実施教室 | 実施曜日<br>※１ |
|---|---|---|---|---|---|
| 所在：練馬地区 | 12 名 | 23 回（週２回 約3か月） | 1.5 時間以上 | ①５～８月<br>②９～12 月<br>③１～３月<br>①～③の期間中の約３か月間 | 火曜、金曜<br>※２ |
| 所在：石神井地区 | 12 名 | 23 回（週２回 約3か月） | 1.5 時間以上 | ９～12 月のうちの約３か月間 | 火曜、金曜<br>※２ |

※１　実施時間は、事業者決定後に協議し、決定する。
※２　施設の運営状況その他やむを得ない事情により当該曜日での実施が困難な場合は、事業者決定後に区と協議の上、決定するものとする。

## ３　参加資格および欠格条項

### ３－１　参加資格

高齢者の介護予防について理解がある民間事業者で､次のいずれにも該当するものとする。
（１）練馬区または他自治体で介護予防事業の委託または､これに類似する業務実績があること。
※類似事業とは、通所介護、通所型サービスとする。
（２）従事者は、理学療法士、運動指導員および看護師のいずれも配置できること。ただし、理学療法士の配置が困難な場合には、作業療法士、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師に替えることができる。
（３）ウエイトトレーニングマシンを使用した高齢者の運動指導事業の活動実績があること。

### ３－２　欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。
（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者
（２）提案書提出時において､「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年４月１日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
（３）「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
（４）法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
（５）経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

## ４　選定方法

### ４－１　日程

| | |
|---|---|
| 募集要領等の公表 | 令和８年 11 月１日（日） |
| 質問受付期間 | 令和８年 11 月１日（日）～11 月 10 日（火） |
| 質問回答日 | 令和８年 11 月 13 日（金） |
| 参加表明届提出締切日 | 令和８年 11 月 20 日（金）午後５時 |
| 提案書類受付期間 | 令和８年 11 月 25 日（水）～12 月１日（火） |
| 提案書提出締切および<br>参加表明辞退届提出締切日 | 令和８年 12 月１日（火）午後５時 |
| プレゼンテーション日程通知 | 令和８年 12 月８日（火） |
| プレゼンテーション | 令和８年 12 月 18 日(金)～12 月 24 日(木) |
| 結果通知 | 令和９年１月 13 日（水）頃 |

### ４－２　プロポーザルへの参加表明および辞退

参加を希望する者は、プロポーザル参加表明届（様式１）を、また、プロポーザル参加表明届を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式２）を担当部署まで提出すること。

（１）受付期限　プロポーザル参加表明届　11 月 20 日(金)午後５時
　　プロポーザル参加辞退届　12 月１日(火)午後５時

（２）提出方法　電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。

### ４－３　質問回答

募集に関する質問は質問票（様式３）に内容を簡潔に記入のうえ、担当部署まで提出すること。

（１）質問期間　11 月１日(日)～11 月 10 日(火) 午後５時
　　※期限を過ぎた質問は受け付けない。

（２）質問方法　電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。

（３）回答方法　11 月 13 日(金)に質問者名を伏せたうえで、区ホームページにて寄せられた質問および回答を公表する。

### ４－４　提案書等の提出

参加を希望する者は、必ず事前に連絡のうえ、提案書等を担当部署に持参すること（郵送不可）。あわせて電子データ（Excel 形式）を電子メール又は電子記録媒体により提出すること。なお、電子データは紙媒体と同一内容とする。

（１）受付期間　11 月 25 日(水)午前９時～12 月１日(火)午後５時（必着）

（２）提出書類および提出部数

| 提出書類 | 説明 | 正本 | 副本 |
|---|---|---|---|
| ア　応募申請書（様式４） | 応募する施設等に○等をつけること（複数可） | １部 | ６部 |
| イ　事業者に関する事項<br>（ア）事業者概要（様式５） | | １部 | ６部 |
| （イ）受託実績申告書（様式６） | ・過去３年間分を記入すること。類似の事業実績は、本要領の「３－１参加資格」を確認のうえ、記載すること。 | １部 | ６部 |
| （ウ）法人登記事項証明書 | ・履歴事項全部証明書<br>・応募提出日の３か月以内のもの<br>・写しで可 | １部 | |
| （エ）法人事業税、法人税、消費税の納税証明書 | ・未納税額が無いことの証明<br>・直近１年分のもの | １部 | |
| （オ）決算資料 | ・法人全体の最新の貸借対照表および損益計算書１年分<br>・NPO 法人の場合は、貸借対照表および活動計算書を提出すること | １部 | |

| 提出書類 | 説明 | 正本 | 副本 |
|---|---|---|---|
| ウ　提案事項および見積もり事項※<br>（ア）提案書（様式７） | ・Ａ４判縦、左２か所綴じ、横書き<br>・印刷は白黒で両面刷り、10 ページ以内(表紙は含まず)、文字の大きさは 11 ポイント以上、カバー等はつけないこと | １部 | ６部 |
| （イ）見積書（様式８） | ・１教室あたりの運営経費<br>①指導料　１回単価×23 回<br>１回毎の単価が異なる場合は詳細を記載する。<br>②事務管理費　１教室単価<br>ボランティアを導入する場合は、ボランティア保険の保険料を含む。<br>③ケース会議費　１回単価<br>サービス担当者会議とケース会議を合わせて１回として積算する。<br>④ボランティア活動支援費<br>１人あたり単価（500 円）×予定人数×23 回<br>予定人数は、１回あたり４名を上限とする。<br>⑤ボランティア研修費　１回単価<br>予定回数は、１教室あたり１回を上限とする。<br>・注意事項<br>①高齢者筋力向上トレーニング事業の委託料に係る消費税は、非課税である。<br>②利用者の傷害保険は、利用者から保険料相当額として徴収するため見積には含めない。 | １部 | ６部 |

※区の指定様式のみを使用すること。

※正本で構成された１部と、写しで構成された副本６部を表の昇順に綴じること。

（３）差し替えおよび再提出

受付期間後の提出書類の差し替え、追加および再提出は認めない。

**４－５　審査方法**

参加資格を満たす者について、提出書類の審査およびプレゼンテーションを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

（１）プレゼンテーション実施日（予定）

令和８年 12 月 18 日（金）～12 月 24 日（木）　詳細は、別途通知する。

（２）説明者

説明者は、本事業を受託した時に主な担当となる者で、２名以内とする。

（３）注意事項

ア　プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うこと。当日の資料の追加配付は認めない。

イ　プロジェクター(Panasonic　PT-FZ570J)、パソコンを接続するコード(ミニD-Sub15pinおよびHDMI)およびスクリーンは区が用意する。パソコンは参加事業者が準備すること。

（４）審査結果の通知

令和９年１月 13 日(水)頃に参加事業者に書面で通知する。

**４－６　評価項目**

高齢者筋力向上トレーニング事業委託事業者選定評価項目および評価基準(別紙３)のとおり。

**５　受託候補者との協議**

受託候補者と区との協議により、区の予算の範囲内で委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

**６ 情報公開**

本件の業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙４）に基づき取り扱うものとする。

**７ その他事項**

（１）提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

（２）提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

（３）審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合、その時点で失格とする。

（４）提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

（５）提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

（６）提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

（７）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

（８）本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

（９）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## ８　担当・提出先

練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係

練馬区豊玉北六丁目 12 番１号　練馬区役所西庁舎３階　（担当)前田・森

（電話） 03-5984-2094　　（電子メール）KOUREITAISAKU11@city.nerima.tokyo.jp